

議案第 3 号

西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例

西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例（平成17年西脇市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第3項及び第29条第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を定めるものとする。 (休職の事由) 第2条 (略) (降給の種類)</p> <p>第3条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員</p> <p>の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第4条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。</p> <p>(1) 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくなり認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくなり状態が改善されなかつたときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる場合</p> <p>(2) 任命権者が指定する医師2人によつて、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合</p> <p>(3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りないと認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善さ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第29条第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を定めるものとする。 (休職の理由) 第2条 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>

れない場合
(降号の事由)

第5条 任命権者は、職員の仕事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくなると認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があるとき、当該職員を降号するものとする。

(降任、免職、休職及び降給の手続等)

第6条 法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職するに当たっては当該職員の仕事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績のよくなることが明らかでない場合は、当該職員を降任しない。

2～4 (略)

5 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した辞令を当該職員に交付して行わなければならない。

第7条 (休職の効果)

第4条 (略)

2～4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の休職期間中にその事由が消滅したときは、休職は、当然終了したものとし、任命権者は、速やかに復職を命じなければならない。

6・7 (略)

(懲戒の手続)

第8条 第6条第5項の規定は、懲戒処分について準用する。

第9条～第11条 (略)

附則

1・2 (略)

(降給の特例)

3 西脇市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年西脇市条例第50号）附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「並びに西脇市一般職の職員給与に関する条例（平成17年西脇市条例第50号）附則第8項の規定による降給とする」とする。

4 第6条第5項の規定は、西脇市一般職の職員の給与に関する条例附則第8項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

別表（第7条関係）

休職の事由	勤続年数区分	休職の期間	備考
(略)			

(注) (略)

(新設)

(降任、免職及び休職の手続等)

第3条 法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職するに当たっては考課表その他職員の仕事実績を判断するに足ると認められる事実に基づき、勤務実績のよくなることが明らかでない場合は、当該職員を降任しない。

2～4 (略)

5 職員の意に反する降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した辞令を当該職員に交付して行わなければならない。

第4条 (休職の効果)

第4条 (略)

2～4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の休職期間中にその理由が消滅したときは、休職は、当然終了したものとし、任命権者は、速やかに復職を命じなければならない。

6・7 (略)

(懲戒の手続)

第5条 第3条第5項の規定は、懲戒処分について準用する。

第6条～第8条 (略)

附則

1・2 (略)

(新設)

(新設)

別表（第4条関係）

休職の理由	勤続年数区分	休職の期間	備考
(略)			

(注) (略)

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (西脇市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)
- 2 西脇市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成23年西脇市条例第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
(職員の派遣) 第2条 (略)	(職員の派遣) 第2条 (略)	(職員の派遣) 第2条 (略)
2 (1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例（平成17年西脇市条例第33号）第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員	(6) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例（平成17年西脇市条例第33号）第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員	(6) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例（平成17年西脇市条例第33号）第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員
3	3	3